

## 岡山県新型コロナウイルス感染症に係る無料検査実施事業者登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき無料検査を実施する事業者の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領の用語の意義は、実施要領に定めるところによる。

### (登録申請)

第3条 実施要領に基づく登録（以下「登録」という。）を受けようとする事業者は、知事が別に定める日までに新型コロナウイルス感染症に係る無料検査実施事業者登録申請書（様式第1号）に、実施計画書及び誓約書を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を行うことができる事業者は、医療機関、薬局若しくは衛生検査所等を営む事業者又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者のうち、その事務所又は事業所が県内に所在するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、県内に事務所又は事業所を有しないワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者であって、ワクチン・検査パッケージ制度要綱に基づく登録に係る事業を県内で実施しようとする事業者は、あらかじめ知事と協議の上、第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

### (登録拒否)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請を行った事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき又は同項の申請書に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否するものとする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていること。（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人であること。
- (4) 前条第2項の規定により申請を行う事業者にあつては、県税の滞納があること。
- (5) 国、地方公共団体又は特別の法律により特別の設置行為をもって設置された法人であること。（資本金の全部又は主要な部分についてこれらの者から出資を受けている場合又は事業の運営に必要な経費の主たる部分をこれらの者からの補助金等による収入に

よって支出している場合を含む。)

(6) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

(7) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあること。

(8) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（登録）

第 5 条 知事は、第 3 条第 1 項の規定による申請を行った事業者が、実施要領及びこの要領に定める要件を満たしていると認めるときは、登録を決定し、新型コロナウイルス感染症に係る無料検査実施事業者登録完了通知書（様式第 2 号）によりその旨を当該事業者に通知するものとする。

（遵守義務）

第 6 条 前条の登録を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、関係法令、実施要領及びこの要領の規定並びに知事の指示を遵守して無料検査を実施しなければならない。

（変更登録）

第 7 条 実施事業者は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、知事の変更登録を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な事項の変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録については、前 4 条の規定を準用する。

（登録の辞退）

第 8 条 実施事業者は、登録の辞退をしようとするときは、自らの事業を中止しようとする日の 10 日前までに、新型コロナウイルス感染症に係る無料検査実施事業者登録辞退届（様式第 3 号）により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を行った実施事業者に対し、無料検査の受検者の利益等を勘案して必要と認められる期間、事業の継続を求めることができるものとする。

（登録の取消）

第 9 条 知事は、前条第 1 項の登録辞退届を受理し、やむを得ないと認められる場合又は実施事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 関係法令、実施要領及びこの要領の規定に違反しているとき

(2) 第 4 条に規定する登録拒否事由に該当すると認められる場合

(3) 適正に無料検査を実施することが困難であると認められる場合

2 前項の規定による登録の取消を決定した場合は、知事は、速やかに当該実施事業者はその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による登録の取消があった場合は、知事は、当該実施事業者に県が交付した補助金の返還等を命ずることができる。

4 前項の規定による命令があったときは、実施事業者は、速やかにこれに応じなければならない。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、登録及び無料検査に係る事業の適切な運営を図るため必要があると認めるときは、実施事業者に対し、必要な事項についての報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による求めがあったときは、実施事業者は、速やかにこれに応じなければならない。

(経由)

第11条 知事は、この要領に定める申請書等の提出、通知書等の送付等について、知事が指定する者を経由させることができるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。